

保険年金課

保険年金課は、東海北陸厚生局管内における全国健康保険協会支部、健康保険組合、厚生年金基金、確定給付企業年金及び確定拠出年金（企業型）に対する指導監督や認可・承認等に関する業務を行っています。

1. 全国健康保険協会に係る業務について

(1) 概要

健康保険制度は、相互扶助の精神のもとに、疾病・負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

全国健康保険協会は、主に中小企業で働く従業員やその家族を加入者とする健康保険事業を運営しています。

東海北陸厚生局では、健康保険法に基づき全国健康保険協会に係る申請書（滞納処分及び全国健康保険協会が行う立入検査）の認可、報告の徴収及び実地監査（立入検査）を行っています。

(2) 対象（令和3年3月31日現在）

全国健康保険協会支部数 …… 6支部

(3) 実績

ア. 認可申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
滞納処分の認可	0	0	0
立入検査の認可	6	5	8

イ. 実地監査（立入検査）件数

（単位：支部）

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
実地監査（立入検査）	2	2	2

ウ. 令和2年度立入検査結果内訳（実施数：2支部）

（単位：支部）

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
組織の全般に関する事項	0	2
会計事務に関する事項	0	2
健康保険業務に関する事項	0	2
個人情報保護に関する事項	0	2
医療費適正化に関する事項	0	2

2. 健康保険組合に係る業務について

（1）概要

健康保険組合は、厚生労働大臣の認可を受けて単独の企業や同業種の複数の企業が共同で設立し、健康保険事業を運営する公法人です。

東海北陸厚生局では、健康保険法に基づき健康保険組合に係る規約変更申請書等の認可、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明・印鑑証明等の業務及び実地監査を行っています。

（2）対象（令和3年3月31日現在）

健康保険組合数 …… 181組合

（3）実績

ア. 認可申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
規約変更申請書等の認可(※1)	207	202	222
規約変更届出書等の受理(※2)	775	765	1,000
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	2,657	2,678	2,698
公法人証明・印鑑証明	474	414	283

（※1）規約変更申請書等の認可：滞納処分の認可、任意包括加入・脱退の認可、規約変更の認可（事業所編入・削除・その他）、一般保険料率の変更の認可、組合債の認可、重要財産処分の認可、保険医療機関との割引契約の認可、承認健康保険組合の承認

(※2) 規約変更届出書等の受理：追加更正予算の届出、介護保険料率の届出、一般保険料率変更の届出（調整保険料率との合計に変更のない場合）、認可を要しない規約変更の届出、組合債に係る変更等の届出、理事長の就・退職の届出、規程の届出（制定、変更、廃止）など

イ. 実地監査件数

(単位：組合)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実地監査	36	36	21

ウ. 令和2年度実地監査結果内訳（実施数：21組合）

(単位：組合)

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
財政状況に関する事項	0	21
経理事務に関する事項	18	3
適用・給付事務に関する事項	6	15
保健事業に関する事項	9	12
医療費適正化対策に関する事項	4	17
個人情報保護に関する事項	19	2
事業運営に関する事項	19	2
その他	4	17

3. 厚生年金基金に係る業務について

(1) 概要

厚生年金基金は、企業の事業主が厚生労働大臣の認可を受けて母体企業とは別の法人格を持った公法人である厚生年金基金を設立し、国の老齢厚生年金の一部を代行するとともに、独自の上乗せ給付を併せて支給することにより、加入員の老後における生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度です。

東海北陸厚生局では、厚生年金保険法に基づき厚生年金基金に係る規約変更申請書等の認可、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明・印鑑証明等の業務及び実地監査を行っています。

(2) 対象（令和3年3月31日現在）

厚生年金基金数 …… 0基金

注) 他に清算結了前の解散厚生年金基金 …… 4基金

(3) 実績

○認可申請書等の処理件数

(単位：件)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
規約変更認可申請書等の認可	1	0	0
規約変更届出書の受理	1	0	0
厚生労働大臣への提出書類 の受理・回付	159	56	19
公法人証明・印鑑証明	41	19	3
解散又は他制度へ移行	3	0	0

(一〇メモ) ～厚生年金基金制度の見直し～

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）により、厚生年金基金制度が次のとおり見直しがされ、平成26年4月1日から施行されました。

- (1) 施行日以降は厚生年金基金の新設は認めない。
- (2) 施行日から5年間の時限措置として特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- (3) 施行日から5年以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、解散命令を発動できる。
- (4) 上乗せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。

4. 確定給付企業年金に係る業務について

(1) 概要

確定給付企業年金は、労使合意の年金規約に基づき、事業主と信託会社や生命保険会社等とが契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し、年金給付を行う「規約型」と母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立した上で、企業年金基金において年金資産を管理運用し、年金給付を行う「基金型」があります。

東海北陸厚生局では、確定給付企業年金法に基づく規約認可（承認）申請書及び規約変更申請書の認可（承認）、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明及び印鑑証明等の業務及び監査を行っています。

(2) 対象（令和3年3月31日現在）

確定給付企業年金数 1,648企業年金

- ① 規約型 … 1,551規約
- ② 基金型 … 97基金

(3) 実績

ア. 認可申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
規約（変更）認可申請書等の認可（承認）	262	233	253
規約変更届出書の受理	588	615	600
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	1,755	1,719	1,680
公法人証明・印鑑証明	77	99	134

イ. 監査件数

（単位：企業年金）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
書面監査	136	136	136
実地監査	12	12	11

ウ. 令和2年度監査結果内訳（実施数：147企業年金）

（単位：企業年金）

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
加入者に関する事項	20	127
代議員会に関する事項	9	138
理事会に関する事項	0	147
庶務・事務組織に関する事項	38	109
監事監査に関する事項	8	139
財務及び会計に関する事項	6	141
掛金に関する事項	3	144
年金給付に関する事項	15	132
資産運用に関する事項	14	133
個人情報保護に関する事項	11	136
情報開示に関する事項	7	140

5. 確定拠出年金（企業型）に係る業務について

（1）概要

確定拠出年金は、事業主又は加入者が拠出した掛金を加入者が自己責任において運用の指図を行い、高齢期において、その結果に基づいた給付を受けることができるようにする制度で、厚生年金保険の適用事業所の事業主が単独又は共同して実施する「企業型」と国民年金基金連合会が実施する「個人型」があります。

東海北陸厚生局では、確定拠出年金法に基づく規約承認（変更）申請書の承認、規約変更届出書等の受理等の業務を行っています。

（2）対象（令和3年3月31日現在）

確定拠出年金（企業型）規約数 …… 822規約

（3）実績

○承認申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
規約変更承認申請書等の承認	368	261	251
規約変更届出書の受理	87	76	133